

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度大磯町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎

専 決 処 分 書

令和7年度大磯町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

大磯町長 池田 東一郎

理 由

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について予算措置する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和7年度大磯町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度大磯町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,673千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,742,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項
16 県	支 出 金	3 委 託 金
		歳 入 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
890,981	15,835	906,816
90,848	15,835	106,683
13,726,814	15,835	13,742,649

歳 出

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,656,457	15,835	2,672,292
40,009	15,835	55,844
13,726,814	15,835	13,742,649